

江東区屋外広告物の 景観の事前相談制度のあらまし

※屋外広告物の許可申請とは別の手続きです。

(令和3年4月1日現在)

江東区で掲出する屋外広告物は、「東京都屋外広告物条例」を基に、申請・許可されます。

(窓口：江東区土木部管理課管理係)

それとは別に、江東区では従前より「旧江東区都市景観条例」に基づき、屋外広告物を景観の届出対象とし、良好な景観の維持及び向上を図ってきました。

平成20年12月に、江東区の都市景観条例が、国の景観法に基づく条例に改正されたことに伴い、屋外広告物は条例による届出対象から除外されました。

しかし、以前からの経緯を踏まえ、条例改正以降も、屋外広告物の適正な表示及び掲出を推進するため、江東区景観計画に定める景観の事前相談制度を行っています。(窓口：江東区都市整備部都市計画課景観担当)

※令和3年4月1日付で、景観の事前相談制度の様式の押印を不要としました。



江東区

【問合せ先】江東区都市整備部都市計画課（景観担当）

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

TEL 03 (3647) 9183【直通】

FAX 03 (3647) 9009

(1) 事前相談制度の対象となる屋外広告物

広告塔・広告板の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

景観形成の地区ごとの事前相談対象の屋外広告物は、下表のとおりです。

景観形成の地区	事前相談対象	景観配慮事項説明書提出日
下町水網地域 景観基本軸（臨海・隅田川） 景観形成特別地区（清澄庭園・水辺）	表示面積 10㎡以上	東京都屋外広告物条例第8条、第15条又は第16条の規定による許可の申請を行う日（当該手続を要しない行為である場合にあっては、当該行為に着手しようとする日）の15日前
景観重点地区 （深川萬年橋・亀戸・深川 門前仲町）	表示面積 5㎡以上	

江東区全域を「景観計画区域」とし、景観形成の地区を指定しています。

■景観形成の地区（景観重点地区のみ記載）

【表示面積5㎡以上で届出が必要な地区】

深川萬年橋景観重点地区 常盤 清澄1～3丁目の一部 新大橋2丁目の一部

亀戸景観重点地区 亀戸1・2丁目の一部 亀戸3丁目 亀戸4～6丁目の一部
亀戸8・9丁目の一部

深川門前仲町景観重点地区 佐賀1・2丁目の一部 永代1・2丁目の一部
門前仲町1・2丁目の一部 富岡1・2丁目の一部 牡丹1～3丁目の一部
古石場1丁目的一部分 越中島1・2丁目的一部分

※上記以外の地区は、表示面積10㎡以上で届出が必要な地区となります。

そのうち、下記の景観形成特別地区については、東京都屋外広告物条例における許可申請にあたって、一般的な基準に次頁以降の基準を加え、その表示および掲出物件の設置に関する行為の制限を定めていますので、ご注意ください。

清澄庭園景観形成特別地区 清澄2・3丁目 白河1丁目 三好1丁目 平野1丁目
福住2丁目 深川1・2丁目的一部分

水辺景観形成特別地区 永代1丁目的一部分 越中島1丁目的一部分 豊洲 東雲2丁目的一部分
有明1・2丁目 有明3丁目的一部分 青海1・2丁目

(1) 清澄庭園景観形成特別地区

貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園の周辺において良好な景観を形成し、庭園内部からの眺望を保全します。

①表示等を制限する範囲（規制範囲）

清澄庭園景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

②規制範囲内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り表示できます。ただし、表示等にあたっては、下表に定める基準によります。

- (ア) 自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- (イ) 公共公益目的の広告物
- (ウ) 非営利目的の広告物

表 清澄庭園景観形成特別地区における屋外広告物の基準

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩	<p>□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">6以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">3以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	0.1R ~ 10R	5以下	0.1YR ~ 5Y	6以下	5.1Y ~ 10G	4以下	0.1BG ~ 10B	3以下	0.1PB ~ 10RP	4以下
色 相	彩 度												
0.1R ~ 10R	5以下												
0.1YR ~ 5Y	6以下												
5.1Y ~ 10G	4以下												
0.1BG ~ 10B	3以下												
0.1PB ~ 10RP	4以下												
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。												

(2) 水辺景観形成特別地区

観光振興の視点から水辺の魅力を向上していくため、スーパー堤防や護岸の整備、水域やテラスの活用とともに、夜景も視野に入れ、河川や運河に沿ったまちなみにおいて、良好な景観を形成していきます。

①表示等を制限する範囲（規制区域）

水辺景観形成特別地区の区域内とします。

②規制区域内で表示できる屋外広告物

表示等にあたっては、下表に定める基準によります。ただし、広告協定地区（青海一・二丁目、有明二・三丁目）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによります。

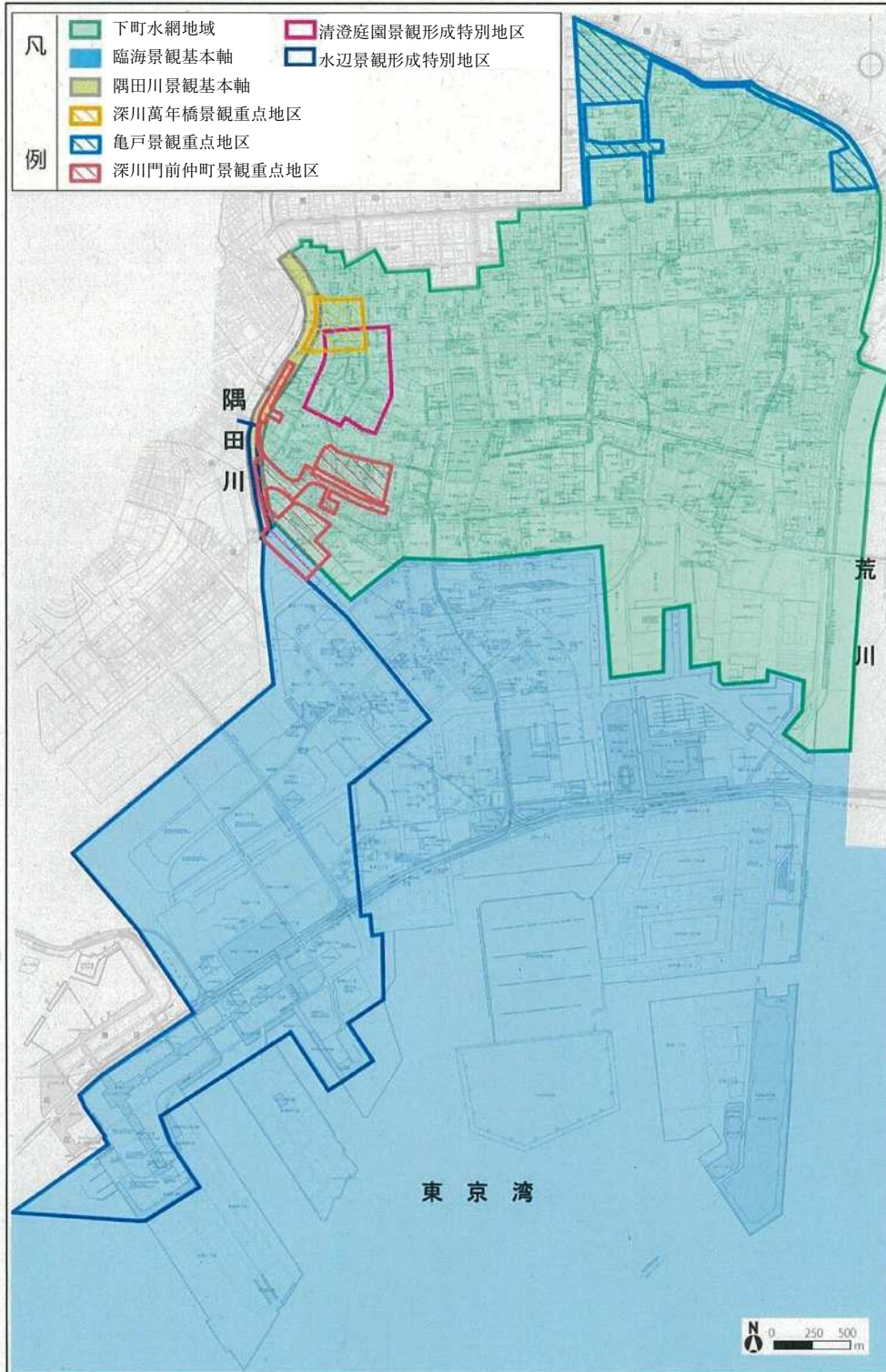
表 水辺景観形成特別地区における屋外広告物の基準

区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	□建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	□広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。（JIS Z 9101に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤色又は黄色とします） □光源は点滅させない。												
広告物の色彩	□建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0.1R ~ 10R	5以下	0.1YR ~ 5Y	6以下	5.1Y ~ 10G	4以下	0.1BG ~ 10B	3以下	0.1PB ~ 10RP	4以下
色相	彩度												
0.1R ~ 10R	5以下												
0.1YR ~ 5Y	6以下												
5.1Y ~ 10G	4以下												
0.1BG ~ 10B	3以下												
0.1PB ~ 10RP	4以下												
表示等の制限の例外	□許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 □この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。												

図 景観形成の地区

(住所ごとの景観形成の地区の記載は次ページ参照)

*地区が重なっている場所があります



※本図は、おおむねの区域を示したものです。

○景観形成の地区を詳細に検索されたい場合は、都市計画課にお問い合わせになるか、「江東区建築情報閲覧システム」(江東区ホームページのトップページの「事業者向け情報」からお入りください)の「都市計画マップ」にてお調べください。「江東区建築情報閲覧システム」は、お知りになりたい場所の景観形成の地区がピンポイントで検索できます。

(2) 屋外広告物表示等の届出（2部必要一正・副）

① 屋外広告物景観配慮事項説明書【押印省略可】

② 屋外広告物景観配慮基準表

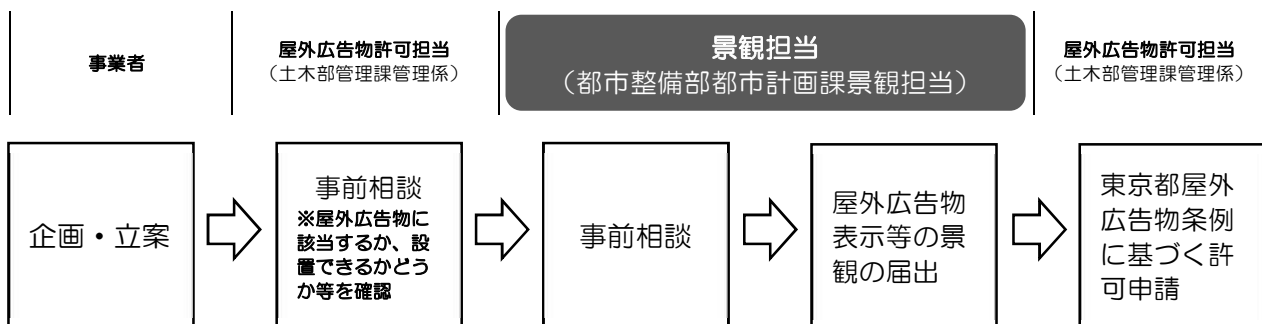
③ 関係図書（図面サイズは原則としてA3判）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位 道路 目標となる地物
配置図	縮尺 方位 敷地の境界線 敷地内における広告物の位置
立面図（着色する※）	縮尺 広告物の大きさ 仕上げ方法（材質）及び色彩
完成予想図（着色する）	広告物及びその周辺状況。ただし、大規模建築物以外の建築物に附属する広告物の完成予想図については、周辺状況を記載した立面図をもって、これに代えることができる。
現況カラー写真	周辺の状況（2方向以上）

※立面図においては、着色に加え、使用する色彩のマンセル値を記載ください。

*委任状は不要です。

(3) 事前相談手続きの流れ



① 事前相談（必要に応じて相談を重ねてください。）

② 事前相談の場では、「屋外広告物景観配慮説明書・屋外広告物景観配慮基準表・関係図書」により、景観に対する配慮等を説明していただきます。

③ 江東区との事前相談を踏まえて、景観への工夫や配慮を取り入れてもらいます。

※屋外広告設置にあたっては、トラブル防止のため、近隣住民に景観に関する情報提供を行うなど、地域にご配慮いただきますようお願いいたします。

(4) 屋外広告物の表示および掲出に関する配慮事項

配慮事項		配慮基準	解説
1. 配置		□広告物は、必要最小限とするように配慮する。	無秩序に、我勝ちに出される広告物は、美しいまちなみや風景を混乱させます。また、数量をむやみに増やしても宣伝効果は上がりません。広告物の配置は、必要最小限とし周辺景観に配慮することが大切です。
		□配置は、川辺、運河、海、公園、緑地、歴史的・文化的な景観資源からの見え方に工夫する。	配置は、川辺、運河、海、公園、緑地、歴史的・文化的な景観資源からの見え方にも工夫することが大切です。
2. 規模		□大規模建築物、高層建築物や主要な幹線道路への表示・掲出に限らず、まちなみの景観を阻害しないように小規模化や統一感	大規模建築物等への表示・掲出に限らず、大きすぎる広告物は、威圧感を与え、景観的に好ましくありません。周辺の景観を阻害しないように小規模化や統一感があるように工夫が望まれます。
		□水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点からの見え方に配慮する。	河川・運河・海沿いにある広告物は、水上、対岸、橋梁などの多くの場所から眺望を受けると考えられます。計画にあたり、主要な眺望点からの見え方について十分配慮することが大切です。
3. 形態・意匠	①屋上広告	□建築物と一体的な形態・意匠となるように配慮する。	屋上広告は、最もよく目立つ広告物で、規模が大きくスカイラインへの影響も大きいものです。屋上広告は、建築物と一体的な形態、デザインとなるように配慮することが大切です。
		□バランスを欠くような塔状のものは避けるように配慮する。	バランスを欠くような塔状のものは避け、安定感のある形態にすることが大切です。

配慮事項		配慮基準	解説
3. 形態・意匠	②突出広告	□列状等に集約化し、周辺の景観及び建築物と調和するように配慮する。	複数の突出広告がバラバラに、バランス悪く設置されると乱雑な印象を与えます。突出広告は列状等に集約化して整え、建築デザインと一体感をもたせることにより、周辺の景観及び建築物と調和するように配慮することが大切です。
	③壁面広告	□壁面のデザインとの調和を図るように配慮する。	大小様々な広告物を無計画に建築物の壁面に取り付けると、建築立面デザインを壊してしまいます。壁面広告は、設置位置や大きさ、色彩、デザイン等について壁面のデザインとの調和を図ることが大切です。
	④独立広告	□集約化を図り、建築物や外構のデザインと調和させるように配慮する。	集合店舗や事務所ビルなどでは、それぞれが広告物を設置して乱雑なことになる場合が多くみられます。敷地内に共同掲示場所等による集約化を図り、建築物や外構のデザインとの調和を図ることが大切です。
		□支柱部や支柱足元には、できる限りすっきりとしたデザインを施すように配慮する。	支柱部や支柱足元のデザインにも配慮して、できる限りすっきりするように工夫することが大切です。
4. 素材・色彩	□地域特性にふさわしい落ち着いた色彩とし、彩度の高いケバケバした材質や色彩の使用は避けるように配慮する。	原色などの鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみは雑然とします。周辺の地域特性にふさわしい、落ち着いた色彩とすることが大切です。彩度の高いケバケバしい材料や色彩は使用しないように配慮することが大切です。	
	□耐久性に優れ、汚れや退色の少ない材質のものを使用するように配慮する。	屋外広告物は、長期間の設置を目的とするため、耐久性に優れ、汚れや退色の少ない材質のものを使用することが望まれます。	
5. 緑化	□独立広告の基礎部分ではできる限り緑化し、外部空間との調和に配慮する。	独立広告の基礎部分は、できる限り植栽と一体的にデザインし、建築物の外部空間との調和に配慮することが望まれます。	

(5) 屋外広告物表示等の変更の届出（2部必要一正・副）

届出事項に変更があったときは、速やかに、「屋外広告物表示等の計画変更届出書【押印省略可】」により、変更内容がわかる関係図書を添付して届け出てください。

(6) 屋外広告物表示等の完了・中止の届出

届け出た屋外広告物の表示等を完了または中止したときは、速やかに、「屋外広告物表示等の完了・中止届出書【押印省略可】」により届け出てください。

なお、完了の場合には、完成写真（2方向以上）を添付してください。（部数は1部でも可ですが、副本返却が必要な場合は2部必要です）

■届出に必要な書類のうち、下記の用紙については江東区ホームページからダウンロードすることができます。

1. 屋外広告物の景観配慮事項説明書・配慮基準表
2. 屋外広告物の景観計画変更届出書
3. 屋外広告物の完了・中止届出書

★手順★ 江東区ホームページ トップページ上の方「環境・まちづくり」の中の「都市整備」
↓
「都市景観」の中の「屋外広告物の事前相談（景観）について」
↓
ページ下の方「関連ドキュメント」

＜屋外広告物の景観の事前相談担当＞

江東区都市整備部都市計画課【**景観担当**】（庁舎5階21番窓口）

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

TEL（03）3647-9183（直通）

※屋外広告物の許可申請については、下記にお問い合わせください。

＜屋外広告物の許可申請担当＞

江東区土木部管理課管理係（**防災センター3階2番窓口**）

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

TEL（03）3647-9627（直通）